

# 公用通信端末導入に係る仕様書

令和4年6月

こども部子育て世代包括支援センター

## 1 件名

公用通信端末導入

## 2 目的

本市において、児童虐待通告数が増加していることから、児童虐待通告対応時における課内及び主に子ども家庭センター等の関係機関との情報共有の迅速化を図るため、公用通信端末を導入し、虐待発生状況の画像記録や共有、現地における速やかな対応方針の検討などに活用することを目的とする。

## 3 契約期間

令和4年8月1日から令和7年7月31日まで（36か月）とする。

## 4 業務概要

本業務において、以下を提供すること。

なお、それぞれの詳細については「5 業務詳細」を参照すること。

(1)通信端末

(2)通信回線

(3)付帯サービス

## 5 業務詳細

### (1) 公用通信端末

公用通信端末として、以下の要件に該当する端末を用意すること。

項目	内容
端末種別	スマートフォン
台数	3台
提供方法	レンタル
OS	Android (バージョン不問)
メーカー	不問
メモリ	RAM 4GB 以上 ROM 64GB 以上
カメラ性能	800万画素以上
防水性能	IPX5/IPX7 以上
防塵性能	IP6X 以上
その他	Android Enterprise Recommended の要件を満たしていること

### (2) 通信回線

通信回線として、公用端末1台ごとに以下の要件を満たすこと。

項目	内容
データ容量	3GB 以上/月
通話時間	無制限
その他	ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、通信回線利用月額に含むものとし、契約期間において金額の改定による契約変更は行わないものとする。

### (3) 付帯サービス

公用端末 1 台ごとに以下のサービスを提供すること。

なお、以下に記載しているサービス以外を含んだプランでの提供でも差し支えない。

項目	内容
端末補償	通信端末が故障した場合もしくは紛失及び盗難等により通信端末を失った場合に、修理もしくは代替端末提供に係る費用を軽減もしくは無料にすることが出来る補償サービス。
遠隔ロック	紛失及び盗難等により通信端末を失った際に、遠隔操作により当該端末の操作を出来ないようにするサービス。
遠隔データ消去	紛失及び盗難等により通信端末を失った際に、遠隔操作により当該端末内のデータを消去することが出来るサービス。
セキュリティ対策	アプリやファイルをスキャンしてウイルスを検出する、危険な Wi-Fi への接続を警告する等のセキュリティ対策を提供するサービス。

## 6 使用方法及びインストール予定のアプリ

本業務で導入する通信端末の使用方法は、以下の通りとする。

なお、業務上必要となった場合、以下に記載している以外のアプリケーションをインストールする場合がある。

- (1) 電話機能を利用した通話
- (2) カメラでの写真撮影
- (3) 地図アプリ（Google マップ）での検索
- (4) チャットツール（※）の利用
- (5) ブラウザアプリ（Chrome）での検索

（※） 守口市として導入しているチャットツール「LoGo チャット」を利用。

## 7 実施体制

- (1) 本仕様で定める内容を踏まえ、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備すること。
- (2) 本市との連絡対応の窓口を一本化し、即時に対応できる体制を確立すること。
- (3) 体制の変更は原則認めないが、やむを得ない場合については事前に本市の了承を得ること。

## 8 機密保持

- (1) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 業務遂行のため本市が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用してはならない。
- (3) 業務遂行における個人情報の取り扱いについては、守口市個人情報保護条例、守口市セキュリティポリシー及びその他関係法令を遵守し、個人諸権利を侵害することがないように必要な措置を講じることとする。
- (4) 業務の実施にあたっては、本市又は第三者に損害を及ぼしたときは、本市の責任に帰する場合を除き、その賠償責任を負うこととする。

## 9 その他

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議し決定の上、対応すること。